

 **本田小学校PTA表彰規定** 

第1条 P T A会員及び児童の善行に対して、表彰するために細則第11章第40条により次の規定を定め、実行委員会の承認を得て表彰できるものとする。

第2条 P T A会員の表彰は、次の各号の一つに該当する場合表彰できるものとし、定期委員総会において表彰状を贈る。

1. クラス委員、学年委員、または校外生活指導委員あるいは専門副委員長を計4年務めた者。
2. 専門委員長を務め、さらに専門副委員長、またはクラス委員、学年委員、校外生活指導委員を計2年務めた者。
3. 役員であった者。
4. P T A活動、あるいは学校教育活動において顕著な成果を挙げた者であり、実行委員会で承認された者。

第3条 学校職員で学校教育またはP T A活動等顕著な成果を挙げた者には、定期総会において感謝状を贈る。

第4条 児童の善行顕著な者はこれを表彰し、表彰状を贈る。

第5条 この規定に定めない場合は、役員会で協議し、実行委員会の承認を得るものとする。

第6条 この規定は、実行委員会の承認を得て改正できるものとする。

第7条 本規定は、平成17年4月26日より施行する。

追記 本規定は、令和6年12月1日より施行する。

 **本田小学校PTA弔慰規定** 

第1条 細則第12章第41条により、PTA会員、児童、及び学校関係者に凶事のあったときは、この規定によって弔慰を表す。

第2条 会員（配偶者を含む）、または児童が死亡した時は、次の方法によって弔慰する。

- 1、会員（配偶者を含む）が死亡した時は、会長（役員）が弔問し、ご会葬し、弔慰金10,000円を渡す。
- 2、児童が死亡した時は、会長（役員）が弔問し、ご会葬し、弔慰金10,000円を渡す。

第3条 学校、または学校教育関係者が死亡した場合は、会長が弔問し、ご会葬し、弔慰金10,000円を渡す。

第4条 この規定によって弔慰を受けた者は、一切の返礼供応などはしない。

第5条 この経費は一般会計弔慰費より算出する。

第6条 この規定に依りがたい場合は、役員会で協議し取り計らう。

第7条 この規定は、実行委員会の承認を得て改正できるものとする。

第8条 本規定は平成17年4月26日より施行する。

追記 本規定は、平成18年4月28日に施行する。

追記 本規定は、令和6年12月1日より施行する。